

令和2年度  
第3回北海道地方最低賃金審議会

日 時：令和2年7月27日（月）13：27～14：18  
場 所：NCO札幌 11階会議室

1 日 時 令和2年7月27日(月) 13:27~14:18

2 場 所 NCO札幌 11階会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、加藤委員、亀野委員、菅野委員、西村委員  
労働者委員 大磯委員、金子委員、齊藤委員、布施委員、山田委員  
使用者委員 桑原委員、柄目委員、野原委員、藤原委員、守山委員

【事務局】 上田労働局長、久富労働基準部長、熊谷賃金室長、白川室長補佐、  
松尾賃金指導官、小西賃金指導官

4 議事次第

- (1) 特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無の諮問について
- (2) 中央最低賃金審議会における「目安答申」の伝達について
- (3) その他

5 議事内容

○熊谷賃金室長

それでは、皆さんおそろいのようなので、定刻より若干早いですけれども、ただいまより第3回北海道地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は報道関係によりますカメラ等による撮影取材がなされますので、あらかじめご承知おき願います。

本日は委員全員が出席されておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は公開にて開催しておりますので、4名の方が傍聴していることをご報告いたします。

それでは、会長、これからの議事進行についてよろしくお願いいたします。

○加藤会長

最初に、本日の議事録署名委員を指名いたします。労働者代表委員から金子委員、使用者代表委員から柄目委員、よろしくお願いいたします。

では、最初の議題ですが、本日の審議会におきまして北海道労働局長から特定最低賃金改正の必要性の有無について諮問がなされると伺っておりますので、お願いいたします。

○上田労働局長

よろしくお願いいたします。

○加藤会長

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

○熊谷賃金室長

ただいま会長にお渡ししました諮問文を読み上げさせていただきます。

令和2年7月27日

北海道地方最低賃金審議会会長 加藤智章 殿

北海道労働局長 上田国土

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和2年7月20日付をもって、申出代表者・日本食品関連産業労働組合総連合会 北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議代表 向 真利から最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

以下、「北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について」、「北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について」、「北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について」につきまして、それぞれの代表者から同様の申出がございましたので、同文での諮問とさせていただきます。

以上でございます。

○加藤会長

ただいま、4業種の特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無につきまして諮問を受けました。

局長のご挨拶がございます。

○上田労働局長

本日はお忙しい中、委員の皆様にはお集まりいただき、ありがとうございます。

ただいま、4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきました。

委員の皆様には、北海道の地域別最低賃金の改正決定につきましてご審議をお願いしている中での併せての諮問でございます。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましても、審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

また、7月22日に中央最低賃金審議会にて地域別最低賃金改定の目安について

答申がなされました。この後、事務局からその伝達を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤会長

必要性の有無につきましては、これから行う運営小委員会で審議していただきますが、ここでは各特定最低賃金の改正決定に係る申出の概要について事務局から報告してもらいます。

よろしく申し上げます。

○白川室長補佐

事務局から特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要についてご説明申し上げます。座って失礼させていただきます。

まず、お手元の配付資料No.1を御覧ください。

1ページから2ページが北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金改正決定の申出に関する概要でございます。

申出者、日本食品関連産業労働組合総連合会北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議から7月20日に申出を受けております。

その申出の内容でございますが、申出ケースは3に書いてありますとおり公正競争ケースで、申出労働者数は28組合の2,055名になっており、申出労働者数を平成28年経済センサスに基づく労働者数から見た比率は、5に記載されておりますように43.05%となっております。

次に、3ページから4ページが北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の申出に関する概要でございます。

申出者、日本基幹産業労働組合連合会北海道本部から7月1日に申出を受けております。

申出の内容は、労働協約ケースでございます。

申出労働者数につきましては、7組合の3,204名でございます。

最も低い労働協約の金額につきましては、3の(3)に書いてございます。

平成28年経済センサスに基づく事業所数及び労働者数につきましては、事業所数34、労働者数3,806名となっております、比率は84.18%となっております。

次に、5ページから6ページが北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の申出に関する概要でございます。

申出者、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会から6月30日に申出を受けております。

申出書の内容は、労働協約ケースでございます。

申出労働者数につきましては、10組合の2,735名でございます。

最も低い労働協約の金額につきましては、3の(3)に記載されているとおりでございます。

経済センサスによる事業所数及び労働者数につきましては、事業所数93、労働者数6,583名となっており、比率は41.55%となっております。

最後になりますが、7ページから8ページが北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の申出に関する概要でございます。

申出者、全北海道造船機械労働組合協議会から7月10日に申出を受けております。

申出書の内容は、労働協約ケースでございます。

申出労働者数につきましては、5組合の412名でございます。

最も低い労働協約の金額につきましては、3の(3)に記載されているとおりでございます。

経済センサスによる事業所数及び労働者数につきましては、事業所数59、労働者数1,118名となっており、比率は39.79%となっております。

以上、4業種ともそれぞれの申出書は必要事項が記載されており、疎明資料等の書類が添付されていると認められることから、申出用件を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

#### ○加藤会長

以上の説明につきまして、何か質問ございませんでしょうか。

それでは、諮問された4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、今日これから後に行います運営小委員会において審議することにいたします。

では、次の議題に入ります。

議題の(2)、中央最低賃金審議会における目安答申の伝達についてであります、事務局より説明をしてください。

#### ○熊谷賃金室長

座って説明をさせていただきます。

先日、中央最低賃金審議会が開催されまして、目安について答申がなされております。

答申文につきましては、お手元の資料の9ページからの資料No.2につけております。公益委員見解としてまとめられた答申でございます、地方においてはこの見解を十分に参酌し、自主性を発揮することを強く期待するとされております。

目安に関する答申の概要を説明させていただきます。

10ページを御覧いただきたいと思っております。別紙1になりますけれども、別紙1は目安に関する公益委員見解となっております。

1につきましては、目安内容等が示されております。

令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当であるとの結論を下すに至っております。

2の(1)は、今年度の目安審議に当たって配慮した点が記載されております。

審議に当たっては、平成29年の目安制度の全員協議会報告で合意された目安審議の在り方を踏まえ、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響が見られる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・暮らしを守ることを最優先課題として、官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をしたとされております。

また、公益委員見解を取りまとめるに当たってですが、1点目としまして、感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと。

2点目として、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら労働者の削減や労働者に休業させるなどにより雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること。

3点目としまして、雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全国全てで1倍を超え、令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること。

4点目としまして、賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥協状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小しており、名目GDP成長率も大幅に下落していること。

5点目としまして、令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近もこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること。

6点目として、世界的に感染状況が拡大し、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いは見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること。

これらを総合的に勘案し、検討を行ったとされております。

2の(2)につきましては、生活保護水準と最低賃金の比較では乖離が生じていないということ、今後も引き続き比較時点における最新データに基づいて乖離が生じていないか確認を行うことが適当であるとされております。

2の(3)では、来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや取引関係の適正化など賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ議論を行うことが適当と考えるとされております。

2の(4)では、最低賃金引上げの影響については、引き続き影響率や雇用者数等を注視しつつ慎重に検討していくことが必要であるとされております。

なお、今回のように金額の目安が示されなかったのは、IT不況の関連での平成14年度から16年度の3年間、それとリーマンショックの平成21年度以来となっております。

12ページから16ページにかけては、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告になっております。この中には労働者側見解、使用者側見解が載っておりますので、確認をお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○加藤会長

ただいまの説明で、何か質問はございませんでしょうか。

それでは、中央最低賃金審議会の目安の答申を受けまして、現状での労働者側、使用者側の基本的なご意見を発表していただきたいと思っております。

まず最初に、労働者側からよろしくお願いします。

#### ○山田委員

労働者委員の山田です。労働者側の意見として述べさせていただきたいと思っております。

横刷りの8ページ物がお手元にあるかと思っておりますので、これに沿って申し述べていきたいと思っております。

まず初めに、労働者側として5点について強調したいところでございます。1点目については、世界的に日本の最低賃金が低いということ。2点目については、非正規労働者を安く使うという意識を変えようではないかということ。3点目については、外部労働市場の資料を有効活用しよう。4点目については、北海道における事業所数と従業者数の推移。5点目については、発効日の考え方。最後、その他としております。

1枚めくっていただいて、まず日本の最低賃金は世界的に見てかなり低い水準だということがございます。これは、OECDデータより拾って、連合北海道が作成

した表でございませけれども、日本は韓国とカナダの間となっております。アメリカが低いのは、アメリカ全土の最低賃金は低い水準ですけれども、各州によって最低賃金が決められているところが多い。また、市によっても決められているというところで、ニューヨークあたりですと15ドルを超えているというような格好になっていますので、一概にアメリカが低いということではありません。

また、昨年使用者側から、名称はちょっとわかりませけれども、森川レポートのようなものが出されましたけれども、この昨年出された資料についても結論の部分では、日本の最低賃金は国際的に見ても高い水準ではないというような形で表現をしているところがございます。

もっと言わせてもらえれば、昨年使用者が出されたこの森川レポートでございませけれども、最低賃金と生産性ということで、労働側はデービッド・アトキンソンさんの言葉を用いましたけれども、生産性を上げて、初めて賃金上がるのだというようなことを使用者側はたしか述べているというふうに記憶しております。本来であればそのとおりなのだろうということでもありますけれども、リーマンショック以降30年近く生産性が上がってきていないというようなことを考えれば、最低賃金を上げることによってイノベーションなり技術革新、こういったことに対する経営者側の意識づけ、動機づけになるのだというようなことで昨年は述べたつもりでございましたけれども、日本の最低賃金は非常に低い水準にあるということだけはこの表を見てもわかりますので、ぜひ上げていただきということ。

3ページには、日本の最低賃金はフルタイム労働者の4割程度。これを見てもわかるとおり、OECD加盟国の最低賃金、フルタイム労働者の中央値に対する割合ということで、非正規労働者の方々におかれましては0.42、42%ほど。若い人が10万円もらってれば4万2,000円程度というような格好になっていますので、これもかなり低い水準。アメリカに次いで低い水準にあるということで、先進国として非常に恥ずかしい数字ではないか、大幅に上げる必要性があるのだということがこの表を見てもわかります。

また、4ページ目には、先ほどありましたように、非正規労働者は安い労働力だと。こんな考え方はもう古いということをおきたいと思えます。

北海道が調査した非正規雇用労働者、派遣労働者も含まれますけれども、その就業環境実態調査が出ております。この中で、上から3番目、4番目には、人件費等の経費が安い、雇用調整が容易だと。4社に1社ぐらいがこういった意識があるところがございます。ですから、そういった点を踏まえれば、最賃引上げを凍結したからといって、雇用を守るという言葉が果たして信じられるのだろうかというようなことがこれを見てもうかがい知れるところがございます。今年、万が一にも凍結しても、今までの雇用労働者数が守られると、この表を見てもとても思えないというようなところも強調しておきたいところがございます。

また、5ページ目にありますが、各種統計資料でございませ。

アルバイト等の短時間労働者等に関する部分でいけば、「タウンワーク」、「リクル

ートジョブズ」は今年表が発見できなかったので、今回「マイナビ」にちょっと訂正願えればというふうに思いますけれども、それぞれ調べてございます。下の項目にありますとおり、直近のデータ、「タウンワーク」では、7月16日に更新された部分でございますけれども、北海道の募集平均時給については953円となっております。また、「マイナビ」では、3月ですからデータの的には少し古いかもしれませんが、平均時給980円。いずれも900円を超えて、900円半ば、もしくは1,000円弱の募集賃金になっているということもここから読み取れるので、ぜひ大幅な引上げをお願いしたいところでございます。

また、連合北海道の集計でございますけれども、時間給労働者の加重平均での引上げ額は今年は25円50銭になっております。率にして2.67%、正規労働者を大幅に上回る賃上げ率という実態を踏まえても、ぜひ最低賃金を上げるべきだというような表になっております。

続いて、6ページには、北海道における事業所数と従業者数の推移ということで、使用者側から、札幌とそれ以外の賃上げの意味合いが違う、要するに最低賃金が上がると雇用調整をしていかなければいけないのだというようなお話をいつもいただくところでございますけれども、これを見る限りでは、直ちに雇用調整に走ったというような状況が見られない。札幌とそれ以外の状況を見ても同じようなグラフの流れになっています。サンプル数は残念ながら今のところ少ないので、直ちに影響がある、ないというふうには申し上げられませんけれども、これを見る限りでは、そこまでないのだろうというところでございます。

ただ、平成30年の直近のデータがまだ出ていませんので、そこら辺も次年度以降は表に載せることができるのではなかろうかと思えます。また、平成21年以前の数字もあるのでございますけれども、同じ調査をしていないものですから、指標がちょっとずれてしまうということで省いていることをご了承願えればと思えます。

続いて、7ページ目。発効日の考え方でございます。

今年も使用者側から出ましたけれども、次年度以降とありましたが、10月1日発効については、最低賃金の引上げは、多くの未組織労働者には労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定に関与することができない。これは、ご承知のとおりだと思います。

組織労働者には春闘によって4月1日から賃上げが行われていることを考えれば、半年後になりますけれども、10月1日でも遅いぐらいであると考えております。

また、これは先ほど述べたとおり、使用者側見解及び第1回の審議会で意見として、年初もしくは年度初め、4月1日ということになるかと思えますけれども、発効については労働者側としては論外だということでございます。

また、使用者側は企業の準備期間不足などを主張しているところでございますけれども、毎年この時期に審議され、10月1日もしくは10月中ぐらいまでに発効されているということを踏まえれば、引上げ金額は別としても、準備はできるのではないかと。現に今までも対応してきているのだろう。毎年のことですから、企業も

十分その辺は承知しているのだというところでございます。

また、発効日を後ろ倒しにすることへの主張については、少しでも長い期間、先ほど労働意識の調査でありましたけれども、安い労働力として労働者を使いたいという潜在的な意識があるのだと。要するに、使用者の都合にしか我々には聞こえないというところでございます。

最後になりますけれども、8ページの「その他」。

これも毎年出しています。非正規労働者の実態ということで、給与所得者の推移と年収200万円以下の割合。年収200万円以下、いわゆるワーキングプアと言われる方々については、割合的には若干ですけれども減りつつありますけれども、まだ4人に1人がワーキングプアと言われる所得水準にあることがこの表を見てもわかるところでございます。

これらを踏まえましても、本年度についても1,000円に道筋をつけるべく、ぜひ大幅な引上げを求めているところでございます。

労働者側の意見は以上です。

○加藤会長

続きまして、使用者側お願いいたします。

○桑原委員

使用者側委員の桑原です。本年度の審議に臨む使用者側の認識や基本スタンスを申し上げます。お手元の資料を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。最初に、現在の北海道の最低賃金に対する認識を申し上げます。

近年、地域別最低賃金は大幅な引上げが続いていますが、景気状況や経営の実態から乖離した引上げと認識しています。

昨年度の場合も、政府の強い意向に基づいた審議が行われ、金額で26円、率では3.11%引き上げられ、861円となりました。北海道の最低賃金861円は、47都道府県の中では13番目、Cランクの中では最も高い金額になっています。

こうした引上げは、最低賃金法に定められた決定原則ではなく、合理的な根拠を伴わない政府意向が重視された結果であり、中小企業の生産性や経営実態を示す指標とはかけ離れた結果になっています。

使用者側委員は大幅な引上げを行うことの合理的な根拠を求めましたが、明解な回答は示されず、使用者側委員は結果として全員反対いたしました。

一方、影響率は年々上昇し、昨年度の北海道の影響率は全労働者では23.9%、パート労働者では49.9%となりました。北海道の影響率は、神奈川に次いで全国で2番目の高さです。

影響率の上昇は最低賃金近傍で働く労働者が増加していることを示していますが、もともと労働分配率の高い中小企業の賃金支払能力に余力がなくなっていることを示しております。

北海道は圧倒的に中小企業の比率が高い地域であり、地域経済を支え、雇用の主要な担い手になっているのは中小企業であることを認識する必要があります。

次に、道内の経済状況や雇用情勢について申し上げます。

新型コロナウイルスは、言うまでもなく世界経済に甚大な影響を及ぼしていますが、北海道においても様々な業種、地域において大きな需要喪失が生じ、かつてない苦境に直面しております。

日銀札幌支店が発表した6月の短観によりますと、業況判断DIは東日本大震災後の2011年6月以来の低水準となり、新型コロナウイルスの感染拡大による企業心理の冷え込みは深刻です。特に宿泊・飲食サービス業は過去最低となり、緊急事態宣言の解除後も飲食、観光関連の業種を中心に景況感は低迷しております。

同じく、7月1日に発表された金融経済概況では、北海道地域の景気は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により大幅に悪化していると評価されております。その他、金融機関、経済団体の調査においても厳しい結果が出ております。

次に、雇用情勢ですが、2020年5月の有効求人倍率は0.93倍となり、前年同月を0.2ポイント下回りました。道内の有効求人倍率は、昨年12月までは119か月連続で前年同月を上回っていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い急激に低下しており、雇用情勢の悪化傾向は鮮明になっています。

既に多くの解雇・雇止め、休業者が発生していますが、業種別では宿泊業、飲食サービス業、卸売・小売業が特に多く、今後も感染症の影響が続く場合は、国の支援によって雇用が維持されている休業者が失業者に転じることが懸念されます。

このような厳しい状況を踏まえて、今後の審議における使用者側の基本的な考え方を申し上げます。

まず、中賃結果に対する受止めですが、中賃の答申については引上げ凍結を明確にすることを望んでいましたが、現行水準を維持することが適当とする公益委員見解は、実質的に引上げ額ゼロ円、据置きを意味していると受け止めております。

目安額が示されなかったのは2009年度以来となりましたが、コロナ禍は最低賃金を取り巻く状況も一変させたと認識しております。その理由は、最低賃金には強制力と下方硬直性があるため、適用される地域労働者のセーフティネットとしての目的において政策的に誘導することが許容されているものであり、中小企業の事業の継続を脅かす賃上げ手段ではないからです。

北海道は、新型コロナウイルスの感染拡大が国内他地域よりも1か月ほど早い2月に始まり、国から発出された緊急事態宣言の解除も首都圏と並び全国で最後となりました。

特に影響が大きい宿泊業や飲食サービス業、その他観光関連産業は北海道の主力産業であるため、北海道は他地域以上に甚大な被害を受けています。また、こうした業種では最低賃金をベースにした賃金体系で働く従業員が多いことから、最低賃金の引上げは企業業績に直結します。

コロナ禍は自然災害と異なり、第2波、第3波の到来が懸念材料となり、先行き

を見通すことができないことは経験したことのない厳しい状況と言えます。従来にも増して中小企業の雇用維持と事業継続を重視しなければなりません。

中小企業・小規模事業者からは最低賃金の引下げを求める声もある中で、最低賃金を引き上げることは危機的な経営を余儀なくされている多くの中小企業にさらなる打撃を与えることとなります。

使用者側は、北海道の雇用を守るために、今年度については引上げ凍結が必須であることを強く主張いたします。

最後に、まとめですが、使用者側は過去においても最低賃金の引上げ自体を否定してきたわけではなく、中小企業の生産性や地域経済の実態を捉えた引上げ、具体的には賃金改定状況実態調査の第4表の重視を主張してきました。ただ、今年度はそれ以上に、解雇者や休業者の発生状況を踏まえ、最優先しなければならないのは、失業者のさらなる増加や中小企業の倒産・廃業を抑制することです。最低賃金の影響を受けやすい非正規労働者の雇用環境を守ることは、公益委員、労働側委員の皆様も含めて共通した思いであると認識しております。

最後になりますが、今年度の審議においては、雇用維持と事業継続のために全員一致して最低賃金引上げ凍結という結論を導くことをお願いいたします。

以上です。

#### ○加藤会長

ありがとうございます。

それでは、当審議会としましては、今後、道内の雇用経済状況や中央最低賃金審議会の目安答申を参考として審議してまいります。円滑な審議につきまして委員の皆様のご協力をお願いいたします。

では、次の議題に入ります。

議題の(3)、その他ですが、事務局より説明をしてください。

#### ○白川室長補佐

事務局より、先日行われました第1回運営小委員会の報告をさせていただきます。

北海道最低賃金改正決定に係る関係労使の意見聴取につきましては、例年、北海道最低賃金専門部会において参考人からの意見聴取として行われていたものですが、現下の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は見送るのが相当ではないかとの意見がありまして、ご審議いただきました。審議の結果、今年度の参考人聴取は実施しないこととなりましたので、ご報告いたします。

また、特定最低賃金の改正決定の必要性の審議における参考人からの意見聴取につきましては、各委員が関係労使の意向や当該産業の実態等を把握した上で対応するというので、今年度も昨年度同様に実施しないこととなりましたので、これも併せてご報告いたします。

以上です。

○加藤会長

ただいまの報告内容につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。それでは、当審議会といたしましては、この報告のとおりということによろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それでは、このようにいたします。

次に、本日提出されているその他の資料につきまして事務局から説明をしてください。

○白川室長補佐

それでは、お配りしております資料について引き続きご説明申し上げます。

お手元にごございます資料の17ページからの資料No.3は、当局が6月30日に発表しました雇用失業情勢「レイバーレター」でございます。

続きまして、26ページからの資料No.4は、北海道経済産業局が7月13日に発表した「最近の管内経済概況」でございます。

33ページからの資料No.5は、日銀札幌支店が7月1日に発表しました「金融経済概況」でございます。

いずれもご参考にしていただければと思います。

続きまして、36ページの資料No.6から資料No.8にかけて労働組合、北海道議会、道内市町村議会からの要請書、意見書を添付しております。

続きまして、76ページの資料No.9は令和2年の最低賃金基礎調査の北海道内分の調査結果を載せております。道内約900事業所に対し通信調査を行い、回答のあった484事業所について集計したものであります。結果はそれ以降のページに表として載せておりますが、詳細については省略いたします。

次に、参考資料No.1は、7月10日に開催されました第2回中央最低賃金審議会の目安小委員会で提出された資料の写しでございます。この資料につきまして、主要な4点について説明申し上げます。

1点目の「令和2年賃金改定状況調査結果」については、1ページから10ページにかけて載せてございます。このうち6ページを御覧いただきますと、第4表①「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）」がございまして、この表は、調査事業所における令和元年6月と令和2年6月の賃金の比較でございます。

令和2年の賃金上昇率を産業計のランク計で見ますと、令和元年の1.3%から1.2%に下降しており、北海道が属しておりますCランクについては1.1%から1.5%に上昇しております。

1時間当たりの賃金額で見ますと、産業計の男女計では1,455円から1,472円の17円プラス、Cランクでは1,359円から1,380円の21円プラ

スとなっております。

続きまして、資料の7ページ、第4表の②でございます。一般・パート別の表になっています。

一般労働者の令和元年と令和2年の賃金上昇率を産業計で見ますと、令和元年の1.0%から1.0%ということで横ばいでございます。一般労働者のCランクでは、令和元年の0.9%から1.3%に上昇しております。

パート労働者につきましては、産業計では令和元年の1.8%から1.7%に下降しており、パート労働者のCランクは令和元年の1.8%から2.3%に上昇しております。

次に、2点目としまして14ページの「都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析」を御覧ください。

北海道の最低賃金額は生活保護費の時間換算額を125円上回っており、乖離額が生じておりません。また、今年度も昨年度に引き続きまして全都道府県で生活保護との乖離はない状況でございます。

3点目でございますが、資料の15ページから17ページにかけて未満率、影響率について載せてございます。

16ページは、事業所規模が30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としております「令和元年最低賃金に関する基礎調査」による数値でございます。北海道は、未満率2.1%、影響率は23.9%となっております。

17ページは事業所規模5人以上の民営事業所を調査対象としております「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」による資料でございますが、北海道は未満率2.2%、影響率は7.2%となっております。

4点目ですが、18ページから「賃金分布に関する資料」を載せてございます。これは、先ほどと同じ「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」により作成されたグラフでございます。

一般労働者・短時間労働者計、それから一般労働者、次に短時間労働者の順に都道府県別の昨年6月の賃金分布状況が棒グラフで示されております。一般労働者・短時間労働者計の北海道分は26ページにございます。さらに、一般労働者の北海道分は39ページに、短時間労働者の北海道分は52ページに載っております。

39ページの一般労働者では、人数が各金額に散らばっております。一方、52ページの短時間労働者では最低賃金の835円のところが一番多くなっておりまして、賃金が高額になるに従い右肩下がりに人数が減っております。短時間労働者については、例年同じ傾向が見られております。

また、56ページから86ページまでの資料No.5につきましては最新の経済指標の動向が載っております。

その他の参考資料につきましては、時間の関係もございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○加藤会長

ただいま説明がありましたが、法第25条第5項に基づく関係労使からの意見書が提出されております。審議に当たりましては、ご配慮ください。

事務局からの説明につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

その他として、何かほかにございませんか。

労側、いかがでしょうか。よろしいですか。

「はい」

○加藤会長

使用者側、いかがでしょうか。

「特にないです」

○加藤会長

事務局のほうは何かございますでしょうか。

○熊谷賃金室長

ございません。

○加藤会長

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。どうもご苦労さまでした。